

専決処分について（立川市学校災害補償規則の制定について）

上記の議案を提出する。

平成 31 年 4 月 11 日

提出者 立川市教育委員会
 教育長 小町邦彦

理由 平成 31 年度より既存の「学校賠償責任保険」に加え「学校災害補償
 保険」に加入するため。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、
次を別紙のとおり専決処分する。

立川市学校災害補償規則の制定について

平成 31 年 3 月 29 日

立川市教育委員会

教育長 小町邦彦

立川市学校災害補償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険に加入することに伴い、学校等の管理下にある者が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は傷害により入院し、若しくは通院した場合において全国市長会学校災害賠償補償保険により補償することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校

(2) 学校の管理下 次に掲げる場合をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

イ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

ウ 休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

エ 通常の経路及び方法により通学する場合（学校以外の場所であって、アの授業又はイの課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）と住居との間を合理的な経路及び方法により往復する場合を含む。）

オ 学校が管理する寄宿舎にある場合

(補償対象者)

第3条 学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害（次項各号に掲げるものを含み、けい部症候群、腰痛その他の症状であって、医学的他覚所見のないものを除く。以下同じ。）を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に

残した状態をいう。以下同じ。)を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合は、当該学校の管理下にある者(以下「被災者」という。)又は当該被災者の相続人に対し、この規則の定めるところにより、補償を行う。

2 前項の傷害には、次の各号に掲げるものを含むものとする。

(1) 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)

(2) 日射又は熱射による身体の傷害

(補償金額及び補償基準)

第4条 別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる給付額を、補償金として被災者又は当該被災者の相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由により被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失。ただし、その被災者が被った傷害に限る。

(2) この規則の定めるところにより、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額に限る。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、その被災者が被った傷害に限る。

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、その被災者が被った傷害に限る。

(5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が補償金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、この限りでない。

(7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発

的事故による場合は、この限りでない。

- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）、これらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 地震、噴火若しくは津波、これらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故、これらに随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (11) 前号に掲げるもの以外の放射線照射又は放射能汚染
- (12) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によって定められたものに限る。）を持たないで、又は酒気を帯びた状態で自動車若しくは原動機付自転車を運転している間に被った事故。ただし、その被災者が被った傷害に限る。
- (13) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

（適用除外）

第6条 この規則の規定は、市の業務に従事中の市の使用人（市が、市の公務遂行のため委嘱した者であって、公務災害補償又はこれに準ずる補償を受けるものを含む。）には、適用しない。

（準用）

第7条 この規則に定めのない事項については、全国市長会学校災害賠償補償保険特約書、災害補償保険普通保険約款、学校管理下災害補償特約及び入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	給付額
死亡給付金	1,000,000円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めるところにより、40,000円から1,000,000円まで
入院補償給付金	入院日数1日以上15日まで 10,000円
	入院日数16日以上30日まで 20,000円
	入院日数31日以上60日まで 30,000円
	入院日数61日以上90日まで 40,000円
	入院日数91日以上 50,000円